

1 土 地

1 位 置

本県は北陸地方の中部に位置し、東は富山県及び岐阜県に、南は福井県に接し、北は能登半島となつて日本海に突出している。地形は、南西から東北に向かって細長く、東西100.0軒、南北198.3軒、海岸線は約582.4軒の延長を有し、面積は4,197.65平方軒で、その面積順位は全国中第34位となっている。現在金沢市ほか7市27町6村から成っている。

県 庁 所 在 地 金沢市広坂2丁目1番1号 東経 136° 40′ 北緯 36° 33′

経緯度極点	東 端	珠洲市三崎町字小泊小字長手崎	東経 137° 22′	北緯 37° 26′
	西 端	加賀市塩屋町字堀切	東経 136° 14′	北緯 36° 17′
	南 端	石川郡白峰村小字赤兎山	東経 136° 41′	北緯 36° 04′
	北 端	輪島市海士町所属舳倉島	東経 136° 55′	北緯 37° 51′

(資料：建設省国土地理院)

2 沿 革

(1) 明治以前

上代における日本海側の北半は、漠然たる意味でコシの国と総称せられ、現在の加賀・能登の二国は江沼、賀我（加宜）、羽咋、能等の4国に分けられ各々国造を置いて分治されていた。

大化以降、加賀・能登の二国は越前に属していたが、天平宝字元年能登の国が分立し、次いで弘仁14年加賀の国が分置され、国司によって政治が行われた。その後国司の租税横領等による地方政治の紊乱は、次第に地方の秩序を失うところとなり、豪族の武士化の因となった。

源平時代から承久の乱に至る期間の二国は唯、一大勢力の北来南去の道程となつたに過ぎず、土地の豪族は源平に次いで北条氏に従つてその所領の保全を図つた。続いて足利時代に至る公武斗争の時代には、加賀の守護富樫氏および国守の二条氏は、その地の土豪とともに夫々北朝、南朝に分かれて争つた。

文明3年、本願寺の僧蓮如は叡山僧兵の暴挙を越前に避け、吉崎を中心に専修念仏の教養をひろめるにおよんで、加賀の本願寺門徒は次第にその勢力を増し遂に一揆となり、長享2年時の守護富樫政親を倒し、ここに一国の政権は本願寺の坊官と土豪の手に移り、爾後90年にわたり政教混淆の集団によつて政治が行われるという、わが国史上稀有の奇観を呈した。

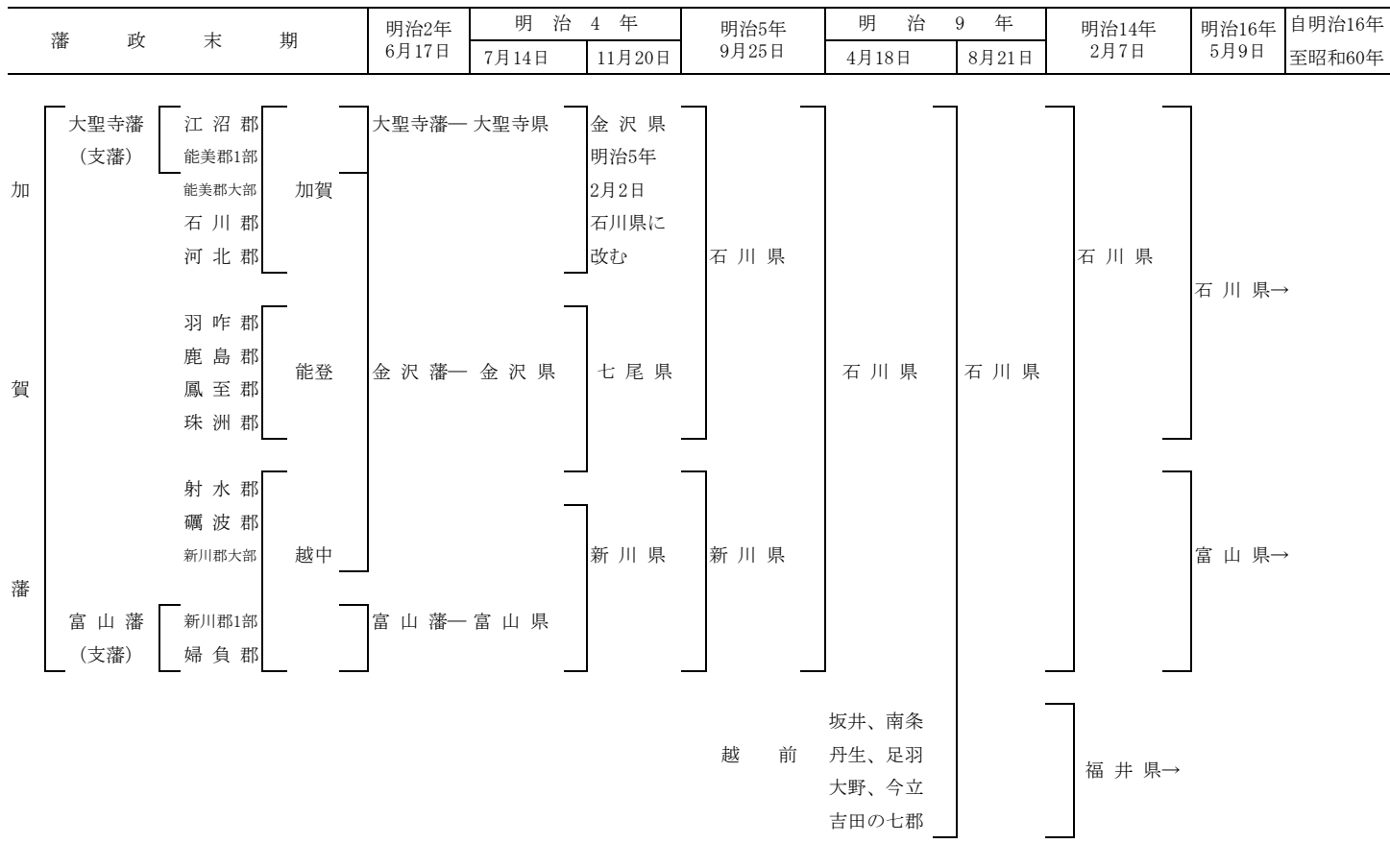
一方能登は地頭の長信連が守護畠山氏を補佐して政権を握っていたが、上杉謙信の能登遠征によって畠山氏が滅亡するにおよび織田氏に従い、次いで前田氏の重臣となった。

天正8年、織田信長は、柴田勝家、前田利家に命じて一向一揆を平定せしめ、その功によって柴田の臣佐久間盛政に石川・河北の北加賀二郡を与え、翌年前田利家に能登を与えてその領主とした。

天正11年柴田氏は、豊臣氏と争つて敗れ、佐久間氏も、また亡んでその所領たる二郡は豊臣氏から前田氏に与えられた。

翌12年前田氏は富山城の佐々成政を破つて礪波・婦負・射水の越中3郡を併せ、また、二世利長の時、慶長5年関が原の功によって、徳川氏から南加賀二郡を与えられた。ここにおいて明治維新まで270年にわたる前田藩政の礎は、確固として定まつたのである。

(2) 藩県の廃置分合



(3) 市郡町村の分離併合 (主として明治22年から昭和22年までそれ以降は6頁からの一覧表を参照)

金 沢 市

明治22年4月1日	市制実施に伴い金沢区534町(野町1丁目外533)を市とす
大正14年4月1日	石川郡野村を市域に編入す
大正14年4月10日	石川郡弓取村を市域に編入す
昭和10年12月16日	石川郡大野町、富樫村、米丸村、鞍月村、湯津村、栗ヶ崎村を市域に編入す
昭和11年4月1日	石川郡崎浦村、三馬村、河北郡小坂村を市域に編入す
昭和18年10月1日	石川郡戸板村を市域に編入す
昭和18年12月1日	石川郡金石町、大野村、二塚村を市域に編入す
昭和22年5月1日	河北郡三谷村字釣部を市域に編入す

七 尾 市

昭和14年7月20日 七尾町、東湊村、矢田郷村、徳田村、西湊村、石崎村を廃しその区域及び和倉町の内字和倉、宇奥原の区域をもって七尾市を置く

小 松 市

昭和15年12月1日 能美郡小松町、安宅町、牧村、板津村、白江村、苗代村、御幸村、栗津村を廃し、その区域をもって小松市を置く

輪 島 市

昭和29年3月31日 鳳至郡輪島町、西保村、大屋村、河原田村、鵜巣村、南志見村、三井村を廃し、その区域をもって輪島市を置く。

珠 洲 市

昭和29年7月15日 珠洲郡飯田町、宝立町、正院町、上戸村、若山村、直村、三崎村、西海村、蛸島村を廃し、その区域をもって珠洲市を置く

加 賀 市

昭和33年1月1日 江沼郡大聖寺町、山代町、片山津町、動橋町、橋立町、三木町、三谷町、南郷村、塩屋村を廃し、その区域をもって加賀市を置く

羽 咋 市

昭和33年7月1日 羽咋郡羽咋町を市とす

松 任 市

昭和45年10月10日 石川郡松任町を市とす

江 沼 郡

大正2年2月15日 山中村を町とす
 大正2年3月10日 山代村を町とす
 昭和5年1月1日 黒崎村、橋立村を廃し、その区域をもって橋立村を置く
 昭和10年6月15日 福田村を廃し、大聖寺町に編入す
 昭和17年5月5日 庄村を廃し、山代町に編入す
 昭和17年11月3日 作見村、塩津村を廃し、その区域をもって片山津町を置く

能 美 郡

明治24年11月21日 粟生村（字三道山、字東任田、字西任田、字吉光、字赤井）、湊村（字吉原）を廃し、その区域をもって吉田村を置く
 明治40年8月5日 湯野村、長野村、寺井村を廃し、その区域をもって寺井野村を置く
 明治40年8月5日 福江村、江島村、釜屋村を廃し、その区域をもって根上村を置く
 串村、末佐美村、今江村を廃し、その区域をもって御幸村を置く
 本折村、浅井村、蓮江村を廃し、その区域をもって苗代村を置く
 木津村、粟津村を廃し、その区域をもって粟津村を置く
 瀬谷村、大杉村を廃し、その区域をもって大杉谷村を置く
 別宮村、河野村、吉原村を廃し、その区域をもって鳥越村を置く
 里川村、古河村、国造村を廃し、その区域をもって国府村を置く
 千鉢村、（字金屋を除く。）高田村、田川村を廃し、その区域をもって板津村を置く
 中島村、草深村、砂川村を廃し、その区域をもって川北村を置く
 園江村、沖杉村、千鉢村（字金屋）を廃し、その区域をもって白江村を置く
 山口村、宮内村を廃し、その区域をもって山上村を置く
 大正15年6月1日 寺井野村を町とす
 昭和9年4月1日 根上村を町とす
 昭和15年12月1日 小松町、安宅町、牧村、板津村、白江村、苗代村、御幸村、粟津村を廃し、その区域をもって小松市を置く

石 川 郡

大正9年6月1日 上金石町を金石町と改称す
 大正13年7月1日 野々市村を町とす
 大正14年4月1日 野村を廃し、金沢市に編入す
 大正14年4月10日 弓取村を廃し、金沢市に編入す
 昭和9年7月15日 比樂島村、福留村を廃し、その区域をもって石川村を置く
 昭和10年12月16日 大野町、富樫村、米丸村、鞍月村、潟津村、粟ヶ崎村を廃し、金沢市に編入す
 昭和11年4月1日 崎浦村、三馬村、小坂村を廃し、金沢市に編入す
 昭和18年10月1日 戸板村を廃し、金沢市に編入す
 昭和18年12月1日 金石町、二塚町、大野村を廃し、金沢市に編入す

河 北 郡

明治40年8月10日 金津谷村、高松村を廃し、その区域をもって高松村を置く
 川筋村、河崎村、木越村を廃し、その区域をもって川北村を置く
 田近村、崎田村、花園村を廃し、その区域をもって花園村を置く
 萩坂村、俱利伽羅村を廃し、その区域をもって俱利伽羅村を置く
 笠井村、笠野村を廃し、その区域をもって笠谷村を置く
 金浦村、湯谷村、医王山村を廃し、その区域をもって浅川村を置く
 東英村、種谷村を廃し、その区域をもって英田村を置く
 西英村、金津村を廃し、その区域をもって宇ノ気村を置く
 直江谷村、小原谷村、薬師谷村を廃し、その区域をもって三谷村を置く
 小金村、坂井村、中口村、金川村を廃し、その区域をもって小坂村を置く
 高松村を町とす
 大正11年8月1日 小坂村を廃し、金沢市に編入す
 昭和11年4月1日 七塚村を町とす
 昭和22年5月1日 三谷村字釣部の区域を金沢市に編入す

羽 咋 郡

大正8年9月1日 富来村を町とす
 昭和2年9月1日 塵浜村を千里浜村と改称す
 昭和8年5月1日 樋川村、志雄村、南志雄村、北志雄村、南邑知村を廃し、志雄村を置く
 昭和8年5月15日 中邑知村、北邑知村、若部村を廃し、その区域をもって邑知村を置く
 昭和11年2月1日 志雄村を町とす
 昭和15年2月11日 邑知村を町とす。
 昭和15年11月3日 東土田村、西土田村を廃し、その区域をもって土田村を置く

鹿 島 郡

明治26年2月17日 滝尾村の内字久江、字久江原山分を割いて久江村を置く
 昭和9年6月1日 端村、田鶴浜村、赤蔵村を廃し、その区域をもって和倉町を置く
 昭和9年10月1日 能登部村を町とす
 昭和14年7月20日 七尾町、東湊村、矢田郷村、徳田村、西湊村、石崎村を廃し、その区域及び和倉町の内字和倉、奥原の区域をもって七尾市を置く。また、和倉町を田鶴浜町と改称す
 昭和14年11月3日 鳥屋村を町とす
 昭和17年1月1日 越路村を町とす

鳳 至 郡

明治36年8月10日 穴水村を町とす
 明治41年4月1日 穴水町、島崎村、東保村を廃し、その区域をもって穴水町を置く
 剣地村、仁岸村、阿岸村を廃し、その区域をもって剣地村を置く
 大屋村、鳳至谷村を廃し、その区域をもって大屋村を置く
 西町村、岩倉村、町野村を廃し、その区域をもって町野町を置く
 柳田村、上町村、岩井戸村を廃し、その区域をもって柳田村を置く
 山田村、鶴川村を廃し、その区域をもって鶴川村を置く
 昭和5年1月1日 櫛比村を門前町と改称す
 昭和8年7月1日 中居村、南北村を廃し、その区域をもって住吉村を置く
 昭和14年11月20日 鶴川村を町とす
 昭和15年12月20日 町野村を町とす

珠 洲 郡

明治40年10月15日 小木村、高倉村を廃し、その区域をもって小木村を置く
 宮崎村、木郎村、松波村を廃し、その区域をもって木郎村を置く
 日置村、大谷村、大崎村を廃し、その区域をもって西海村を置く
 昭和41年8月15日 鶴島村、黒峰村、見付村を廃し、その区域をもって宝立村を置く
 東若山村、西若山村を廃し、その区域をもって若山村を置く
 鉢崎村、三崎村を廃し、その区域をもって三崎村を置く
 大正10年1月1日 小木村を町とす
 昭和15年8月15日 宝立村を町とす
 昭和16年11月3日 正院村を町とす

3 面積及び市町村数 (昭和53～62年)

本表に掲げた面積は、毎年10月1日現在の面積である。

年次及び市郡別	面積 (km ²)	数			
		総数	市	町	村
昭和53年	4,195.85	41	8	26	7
54	4,195.90	41	8	26	7
55	4,196.82	41	8	27	6
56	4,196.93	41	8	27	6
57	4,197.28	41	8	27	6
58	4,197.30	41	8	27	6
59	4,197.34	41	8	27	6
60	4,197.39	41	8	27	6
61	4,197.41	41	8	27	6
62	4,197.65	41	8	27	6
金沢市	468.09	1	1	—	—
七尾市	144.94	1	1	—	—
小松市	374.72	1	1	—	—
輪島市	271.23	1	1	—	—
珠洲市	247.41	1	1	—	—
加賀市	152.03	1	1	—	—
羽咋市	81.04	1	1	—	—
松任市	59.75	1	1	—	—
江沼郡	154.61	1	—	1	—
能美郡	98.30	4	—	4	—
石川郡	709.31	8	—	3	5
河北郡	196.04	5	—	5	—
羽咋郡	359.60	4	—	4	—
鹿島郡	265.12	6	—	6	—
鳳至郡	561.47	4	—	3	1
珠洲郡	53.99	1	—	1	—

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市町村別面積調」による。

4 湖 沼 (昭和61.10.1現在)

本表には面積1平方キロメートル以上の湖沼を掲げている。

湖 沼	所 在 地	湖岸線延長 (km)	面積 (km ²)	最大水深 (m)	水面標高 (m)
柴山潟	加賀市	6.2	1.76	4.9	2
木場潟	小松市	5.9	1.15	6.3	1
河北潟	金沢市 河北郡	24.8	5.07	6.5	0
北潟湖	加賀市	...	2.04

注1. 北潟湖は福井県の県境にあり、本県にその一部 (0.01km²) が位置している。

2. 昭和62年度は公表なし。

資料 1. 面積については、建設省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。

2. 湖岸線延長、最大水深、水面標高については、石川県「第2回自然環境保全基礎調査 湖沼調査報告書」による。

5 島 (昭和61.10.1現在)

島	所 属 地	位 置			周 囲 (km)	面 積 (km ²)	最 短 陸 地	
		測 地 点	経 度	緯 度			地 名	距離 (m)
能 登 島	鹿島郡	能登島町	東経	北緯	67.1	47.49	鹿島郡中島町長浦	365
	能登島町	勝尾崎	137° 3' 28"	37° 8' 44"				
舳 倉 島	輪 島 市	舳倉島東北方	東経	北緯	7.0	1.17	珠州市清水	42,920
		岩礁東端	136° 55' 50"	37° 51' 8"				

注 昭和62年度は公表なし。

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」50,000分の1地形図による。

6 山 岳 (昭和62.10.1現在)

本表は、県内における主な山岳を掲げたものである。

山 岳	所 属 地	海拔(m)	山 岳	所 属 地	海拔(m)	山 岳	所 属 地	海拔(m)	山 岳	所 属 地	海拔(m)	山 岳	所 属 地	海拔(m)	山 岳	所 属 地	海拔(m)
大倉山	金沢市、富山県西砺波郡	1,005	成ヶ峰	金沢市	1,056	妙法山	石川郡、岐阜県大野郡	1,776	ショウガ山	石川郡	1,624	口三方岳	石川郡	1,269	有形山	石川郡	1,011
赤堂山	〃	1,059	三輪山	〃	1,069	白山 (御前峰)	〃	2,702	小嵐山	〃	1,002	鳥帽子山	〃	1,136	赤兎山	石川郡、福井県大野市	1,629
月ヶ原山	〃	1,170	大笠山	石川郡、富山県東砺波郡	1,822	別山	〃	2,399	砂御前山	〃	1,326	松尾山	〃	1,163	大長山	〃 勝山市	1,671
多子津山	〃	1,311	奈良岳	〃	1,644	大汝峰	〃	2,684	青柳山	〃	1,033	大瓢箪山	〃	1,549	大日山	小松市、江沼郡	1,368
大門山	金沢市、富山県西・東砺波郡	1,572	笈岳	石川郡、岐阜県大野郡	1,841	三ノ峰	〃	2,128	鷲走ヶ岳	〃	1,097	山毛櫛尾山	〃	1,365	小大日山	江沼郡	1,198
赤摩木古山	金沢市、富山県東砺波郡	1,501	瓢箪山	〃	1,638	奥三方山	石川郡	1,601	白山釈迦岳	〃	2,053	三村山	〃	1,259			
見越山	〃	1,621	三方岩岳	〃	1,736	四塚山	〃	2,520	東高山	〃	1,357	大嵐山	〃	1,204			
高三郎山	金沢市	1,421	野谷荘司山	〃	1,797	大辻山	〃	1,436	冬瓜山	〃	1,628	西高山	〃	1,189			

資料 建設省国土地理院発行50,000分の1地形図による。
25,000

7 河 川 (昭和62.12.1現在)

本表は、県内における主な河川を掲げたものである。なお、河川（湖沼を含む。）のうち一級河川は2水系(46河川)流路延長は315,570m、二級河川は61水系(161河川)で流路延長877,390mである。

河 川	水 源 地	流 末 地	流 域 地 名	全長(km)	河 川	水 源 地	流 末 地	流 域 地 名	全長(km)
大聖寺川	大日山	加賀市塩屋町(海)	山中町、加賀市	38.18	浅野川	医王山、順尾山	金沢市八田町(大野川)	金沢市	28.93
動橋川	大日山	加賀市中島町(柴山潟)	山中町、加賀市	20.40	森下川	医王山	金沢市湊二丁目(河北潟)	金沢市	23.60
梯川	大日山	小松市安宅町(海)	小松市、寺井町、辰口町、鳥越村、 白峰村、尾口村、鳥越村、河内村、吉野谷村、鶴来町、 辰口町、川北村、美川町、寺井町、根上町	34.65	大海川	宝達山	羽咋郡押水町(海)	押水町、高松町、津幡町	16.00
手取川	白山	石川郡美川町(海)	65.65	河原田川	木原岳	輪島市河井町(海)	輪島市、門前町	17.14	
犀川	奈良山	金沢市金石西二丁目(海)	金沢市、野々市町、松任市、鶴来町	34.50	町野川	曾又山、鉢伏山、 白坂山、舞谷御前山	輪島市町野町(海)	輪島市、柳田村、能都町	18.03

注 全長は、水源地からの全長ではなく、一級又は二級河川である区間の延長である。

資料 石川県河川課調「河川及び海岸保全区域一覧表」による。

8 民 有 地 (昭和62.1.1現在)

本表は、地方税法第342条の規定により課税の対象となる土地である。よって、国、公共団体の所有地、公有地、墳墓地、公共用道路、用悪水路、ため池、保安林、私立学校用地、寺院、神社の境内及び教会構内地等同法第348条の規定による非課税面積は含まれていない。(単位 平方メートル)

市 郡 別	総 数	田	畑	宅 地	鉱 泉 地	池 沼	山 林	牧 場	原 野	雑 種 地 其 他
昭 和 62 年	1,652,751,381	466,665,348	156,382,746	148,919,265	925	3,479,766	799,924,061	545,169	47,268,248	29,565,853
金 沢 市	199,193,861	48,601,638	13,546,792	38,401,505	251	67,378	86,188,025	—	7,470,982	4,917,290
七 尾 市	66,003,492	19,386,572	5,883,235	6,771,795	40	46,143	29,136,772	—	2,936,315	1,842,620
小 松 市	127,303,838	44,063,990	12,618,139	15,385,189	89	79,348	51,749,655	9,147	1,023,386	2,374,895
輪 島 市	93,974,519	17,504,373	10,113,640	3,664,330	9	15,995	56,778,210	124,213	4,876,224	897,525
珠 洲 市	91,515,022	19,053,425	11,860,644	4,137,364	215	3,535	53,121,395	5,740	2,470,535	862,169
加 賀 市	80,701,548	35,435,014	6,285,716	11,687,647	171	139,274	20,339,455	127,343	2,108,684	4,578,244
羽 咋 市	47,430,593	24,797,853	3,821,843	5,373,038	—	7,160	12,194,329	—	433,410	802,960
松 任 市	46,770,350	37,090,074	407,595	8,781,935	—	43	5,262	—	15,695	469,746
江 沼 郡	33,595,330	1,402,210	325,524	1,248,088	—	5,682	29,601,184	—	811,853	200,789
能 美 郡	54,403,427	29,610,152	1,544,170	8,862,678	112	1,158	12,722,319	—	479,178	1,183,660
石 川 郡	157,134,823	25,125,765	2,938,664	9,496,937	17	2,908,315	111,287,674	—	3,213,800	2,163,651
河 北 郡	98,841,443	31,955,072	24,566,588	11,461,025	12	48,051	26,760,160	637	1,798,139	2,251,759
羽 咋 郡	178,940,452	45,757,934	16,907,920	8,702,562	6	93,624	99,042,295	—	4,609,588	3,826,523
鹿 島 郡	114,319,562	41,044,162	8,674,369	7,415,269	3	27,954	51,322,435	1,388	4,348,723	1,485,259
鳳 至 郡	237,189,499	41,402,898	32,267,440	6,344,130	—	35,813	146,395,300	128,287	9,296,047	1,319,584
珠 洲 郡	25,433,622	4,434,216	4,620,467	1,185,773	—	293	13,279,591	148,414	1,375,689	389,179

資料 石川県地方課調「昭和62年年度土地に関する概要調査報告書」による。